大西洋まぐろ類保存国際委員会（ＩＣＣＡＴ）
International Commission for the Conservation of Atlantic Tunas

１９６６年５月１４日　署名
１９６９年３月２１日　発効

１　目的
　条約水域（大西洋全水域）における高度回遊性魚種（まぐろ、かつお、かじき類）の資源管理

２　概要
（１）加盟国：
　日本、米国、カナダ、ブラジル、中国、南アフリカ等
（４７か国＋ＥＵ、台湾）

（２）対象水域：大西洋全水域（含む地中海）

（３）対象魚種：まぐろ、かつお、かじき類

３　主な規制・保存管理措置
〇クロマグロ
（１）東大西洋クロマグロの漁獲枠（主要国）

単位：トン

	2007年	2008年	2009年	2010年	2011年～2013年
ＴＡＣ	29,500	28,500	22,000	13,500	12,900※1
うち日本	2,515.82	2,430.54	1,871.44	1,148.05	1,097.03
ＥＵ	16,779.55	16,210.75	12,406.62	7,604.38	7,266.41
モロッコ	2,824.30	2,728.56	2,088.26	1,279.96	1,223.07
チュニジア	2,333.58	2,254.48	1,735.87	1,064.89	1,017.56

※１　2012年の資源評価により見直し。
※２（緊急措置）科学委員会が資源崩壊の危機を認めた場合、漁業を全面停止。
※３　遵守会合において、各国の遵守計画をレビューし監視取締措置が不十分と判断された場合、操業は認められない。

（２）東大西洋クロマグロの禁漁期

はえ縄		
	北東海域 ※	２月　１日～　７月３１日（６ヶ月）
	その他の海域	６月　１日～１２月３１日（７ヶ月）
まき網		６月１５日～　５月１５日（１１ヶ月）

※　西経１０度以西、北緯４２度以北の東大西洋海域

（３）西大西洋クロマグロの漁獲枠（主要国）

単位：トン

	2008年	2009年	2010	2011年～2012年
総漁獲可能量	2,100	1,900	1,800	1,750
うち日本	380.47	329.79	311.02	301.64
米国	1,190.12	1,009.92	952.44	923.70
カナダ	496.41	417.29	393.54	381.66

※（緊急措置）科学委員会が資源崩壊の危機を認めた場合、漁業を全面停止。

○メバチの漁獲枠（主要国）

単位：トン

	2006年	2007年	2008年	2009年	2010	2011
総漁獲可能量	90,000	90,000	90,000	90,000	85,000	85,000
うち日本 ※1,2	26,000	25,000	25,000	25,000	25,000	23,611
ＥＵ	24,500	24,000	24,000	24,000	24,000	22,667
台湾	16,500	16,500	16,500	16,500	16,500	15,583
中国 ※1	5,700	5,900	5,900	5,900	5,900	5,572
ガーナ	4,500	5,000	5,000	5,000	5,000	4,722
パナマ	3,500	3,500	3,500	3,500	3,500	3,306
韓国 ※2					2,100	1,983
フィリピン						1,983

※１　日本から中国へ、2005年から2010年まで2,000トン、2011年に3,000トンの漁獲枠を移譲。

※２　日本から韓国へ、2010年及び2011年に800トンの漁獲枠を移譲。